

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	鳥取市 特定健康診査及び特定保健指導に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は特定健康診査及び特定保健指導に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和1年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定健康診査及び特定保健指導に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、40歳以上の鳥取市国民健康保険加入者に対し、生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、生活習慣病の発生リスクが高い対象者を早期発見し、生活習慣の改善により発症と重症化の抑制を図り、医療費適正化を推進する。 特定個人情報は、以下の特定健康診査及び特定保健指導に関する事務において、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 1 特定健康診査 2 特定保健指導 3 その他上記に関連する事務
③システムの名称	1 住民健康管理システム 2 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 宛名特定個人情報ファイル 2 特定健康診査及び特定保健指導特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 中央保健センター
②所属長の役職名	中央保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中央保健センター 健診推進室 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 0857-20-0320

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、40歳以上の鳥取市国民健康保険加入者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施する。</p> <p>特定個人情報とは、以下の特定健康診査及び特定保健指導に関する事務において、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定健康診査 2 特定保健指導 3 その他上記に関連する事務 	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、40歳以上の鳥取市国民健康保険加入者に対し、生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施することにより、生活習慣病の発生リスクが高い対象者を早期発見し、生活習慣の改善により発症と重症化の抑制を図り、医療費適正化を推進する。</p> <p>特定個人情報とは、以下の特定健康診査及び特定保健指導に関する事務において、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定健康診査 2 特定保健指導 3 その他上記に関連する事務 	事後	
平成28年12月5日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 59項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 30項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条</p>	事後	
平成28年12月5日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長	保険年金課長 森下 俊介	事後	
平成28年12月5日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署及び②所属長の役職名	①中央保健センター ②中央保健センター 所長 下田 俊介	①健康こども部 中央保健センター ②中央保健センター所長	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	鳥取市 総務部総務課 情報公開係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3104	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成29年10月2日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成29年10月2日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	-	(新規追加項目)	事後	
令和1年11月5日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更